

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、當日)

## 鳥取県規則第七十五号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一中「九十二円」を「九十三円」に改める。

別表の二の1中「二十五円」を「二十六円」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県規則第七十六号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第一号又は第二号」を「第一号、第二号又は第七号」に改める。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第六条第二項中「百九十五円」を「二百二十五円」に改め、同条第四項

中「三千円」を「三千五百円」に、「五千四十円」を「六百三十円」に、  
 「六百三十円」を「八百十円」に改める。

第七条第二項中「五千六百円」を「六千二百円」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「昭和四十四年労働省告示第四十二号」を「昭和四十五年労働省告示第二十一号」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 鋳造科
  - 二 板金科
  - 三 製罐科
  - 四 金属プレス科
  - 五 溶接科
  - 六 めつき科
  - 七 電気工事科
  - 八 プロツク建築科
  - 九 配管科
  - 十 建築板金科
  - 十一 左官科
  - 十二 漆装科
  - 十三 建設機械運転科
- 様式第一号中「(3) 訓練職種」を「(3) 訓練科又は訓練職種」に改める。
- 様式第一号中「(3) 訓練職種」を「(3) 訓練科又は訓練職種」に改める。
- 様式第一号中「(3) 訓練職種」を「(3) 訓練科又は訓練職種」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

### (経過措置)

2 適用日前の職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、な  
 お従前の例による。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当等支給規則の規定に基づいて  
 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の受給資格を  
 有する者に支給された訓練手当は、この規則による改正後の鳥取県訓練  
 手当等支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

## 訓 令

### 鳥取県訓令第九号

鳥取県立中央病院処務規程を廃止する訓令を次のようく定める。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県立中央病院処務規程を廃止する訓令

鳥取県立中央病院処務規程（昭和三十一年五月鳥取県訓令第六号）は、  
 廃止する。

この訓令は、昭和四十五年八月七日から施行する。

## 告 示

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ヶ鼻国有林（次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第五百四十九号

昭和四十五年三月三十日付けで西伯郡大山町上方四百三十九番地の三上万土地改良区から申請のあつた西伯郡大山町上方地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間  
昭和四十五年八月七日から二十日間三 縦覧に供する場所  
大山町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

## 鳥取県告示第五百五十号

昭和四十五年三月三十一日付けで倉吉市富海二百七十一番地一富海土地改良区から申請のあつた富海地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十五年八月七日から二十間

## 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

## 鳥取県告示第五百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者の名称 建設大臣

二 事業の種類 一級河川千代川水系八束川改修工事

三 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町大字片山地内

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年八月十一日から昭和四十六年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第五百五十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年八月一日から用途廢止した。

昭和四十五年八月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解任 本間知之

委嘱

## 地方労働委員会告示

## 鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十五年七月二十五日委嘱し、及び解任したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閱歴
芳村尚之	大正二年九月二日	鳥取市相生町一丁目六〇九	鳥取県地方労働委員会事務局長	三一六八四	事務局
			宅		鳥取県総務部
			（鳥取）三一六八九		務管財課長
					總務部